

令和4年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和4年9月13日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜 山 裕 子	副局長	小 倉 一 仁
------	---------	-----	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	住 民 課 副 課 長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	芝 健 治
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建 設 課 副 課 長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事 務 局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希
監 査 委 員	山 本 哲 也		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 6 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 6 5 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 6 6 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 7 号 上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 8 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 6 9 号 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算
（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 7 0 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 7 1 号 令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1
号）
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第 1 0 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

本日も上着を取っていただいて結構であります。当局の方も取っていただいて結構であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 議案第64号～日程第8 議案第71号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第8 議案第71号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件まで8件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がございますのでこれを許可いたします。

△日程第1 議案第64号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第65号

○議長(大石哲雄)

日程第2 議案第65号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第66号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第66号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

調べたら良かったんですけども、調べる時間がなくてお聞きするんですが、給与から控除することができるというところの（1）のところ、掛金が控除されるというのは分かるんですが、貯金その他当該団体が実施する事業に係るものも控除できるというところが、貯金等が控除されるのは問題ないのか、その辺分からないので教えていただけたらと思います。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

吉本議員の質疑にお答えいたします。

貯金という言葉の意味かと存じます。市町村共済組合、あるいは公立学校共済組合で、ある意味で銀行とは別の意味で1万円なら1万円、5,000円なら5,000円というのを定額で出した形の共済組合として行う貯金というか、お金を共済組合に預けておいて退職の時ないしは10年後、20年後、任意のときに引き下ろすという共済貯金という仕組み、制度がございます。福利厚生の一環としてそういう仕組みがございますので、そのことが貯金という形で、いわゆる銀行だとか郵便局への貯金ということではございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

それならば、そういうものは法的に認められているもので、ある一定金額の場合に、よく退職してから返金求めたときに、それ以上の金額の部分については税金を払わなければならない等で処理される類いのものということですね。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えします。

そのご理解で構いません。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第67号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第67号、上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

提案理由に、文化財保護法の改正に伴う番号の変更及び町文化財対応に必要な改正を行うために本案を提出するという理由だったのですが、私も国の文化財保護法がどう変わったのかというのを勉強したんですが、その改正案の中に、改正条例の中に特に気になったのが、「委員の費用弁償」という項目を「委員の報酬及び費用弁償のために改め

る」という文章になっているんですね。それで、この条例を読んでもみると、前の条例には委員の費用弁償額並びにその支給については、上富田町報酬及び費用弁償の定めるところによると書かれているわけですので、この審議員さんには費用弁償しか払わないというのがこの条例には書かれておるわけですので、それが報酬を払うということは何か仕事が増えたのかなと思ってこの法律を調べてみると、別に審議員さんが仕事が増えているという項目であるのは、この文化財保護法が要するに簡単に言うと地方自治体が国が定めた以外で、自分のところからこういうのを文化財に指定したいということをして上げることができるという法律に今回変わっているわけですね。ただし、その上げる場合に審議委員会を通さなければいけないというのが新しい法律であるわけですね。

だから増える仕事とすれば、そういうふうにするケースが出たときに会議を開いてもらわなアカンということが増えるだけであって、上げなければ別に会議も増えないということなんです。それで、なぜ報酬がついていないのがつくのかなと思って、分からずにずっと調べておったんですけども一向に分からなくて、最後に教育委員会に聞いたら、もう報酬は支払っていますということだったんです。驚いて、そしたらきちんとそういう趣旨が説明されなければならないと思うんです、説明のときに。それは何かというと、結局この条例が不適切な条例であるということなのか、町がつくる条例というのは、いわば町の法律ですから厳格につくられていなかったら駄目だと思うんです。その条例が、実際の運用とは違う文章になっているということなんです。だから、これ大きな問題だと思うんですよ。違っていたんだしたら、やっぱりこれはいけない、大変な間違いであるということをして、やっぱりきちんと説明して謝罪もして間違っていたと、不適切な条例であったということで改正するんだということをしてきちんと言わなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。そういう説明はなかったんですね、説明のときに。ですから、私、不信を感じてしまって、条例を一体どういうふうにして町は押さえているのかなと、そこに書かれている文章が。これは費用弁償しか出さないという条例になっているわけですよ、条例上。

だから、それが本当に間違っていましたということを出されるんだしたらいいんですけども、そういう説明がないと私は不信を抱かざるを得ないというふうにしたんです。隠すつもりはないのかもしれませんが、隠していると取られてもおかしくないんじゃないかなと思うんです。ですから、それを認めてきちんと提案していただきたいということと、そういうふうにして重要に認識していないといういうことは、あまりこの条例が間違っていなくてもいいんじゃないかなと思って不思議じゃないんで、一度条例を点検して、そういう記述上間違いがないか、ちゃんと一度点検した方がええんじゃないかなということをおもいます。その辺きちんとした説明をしなかったという点について

どう思われているのかという点と、そういう認識なのかという点をお聞きしたいなと思うのと、今後はきちんと改めて提案していただきたいというふうに私は思うんですが、それについてどうお考えか、3点あたりお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

おはようございます。

吉本議員の質疑にお答えします。

今回、条例の改正ということで上程させていただいて、僕、説明させていただいたんですけども、ちょっと僕の説明が足りなかった部分については大変申し訳なく思っております。

今回、改正の部分として3点ありまして、1つは文化財保護法のほうの条番号が変更されたことと、2つ目が今まで慣例的に行いました委員長、副委員長の1名立てるということが条文化できていなかった部分の掲載と、それから3つ目が、今お話にあった費用弁償の部分、それから報酬の部分ということです。

文化財保護条例が制定されたのは、46年のときに制定されておまして、そのときには費用弁償部分について明記されておりました。それから、それと同じくして上富田町の報酬及び費用弁償条例、これが古くから制定されておるんですけども、これは46年3月のところで改正がされまして、ここの部分に上富田町文化財審議員の報酬、年報酬について変更部分ということで記載されていまして、46年4月1日からこちらのほうも施行されてございます。報酬の部分と費用弁償の部分、条例分かれた形で掲載等は条例の中ではされておりますが、今回、上富田町文化財保護条例の開催の部分で、きちっとした正確性を求めるために費用弁償のところ報酬部分も加えた形で訂正させていただいたという形になりますので、どうかその辺ご承知のほどよろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

普通条例をつくる場合には、これ条例集ですけども町の、これもそうですけれども、幾つか家で読ませてもらっているんですけども、条例をつくるという場合は厳格につくらなくてはいけないと思うんですよ。報酬を払うのか、払わないのか、費用弁償だけなのか。だから、この条例をつくる時に既にここにきちんと報酬及び費用弁償という項目を入れて、それで報酬及び費用弁償を支給するというを書いて、支給については別表の報酬及び費用弁償条例によるというふうに、きちんとしてかなあかん問題なん

ですよ、これつくるときに、そうでしょう。ほかの条例は全部そういうふうにされていると思うんですよ。それがされていないわけですよ、これ。だから、普通の人を読むと、これは費用弁償だけなんだなというふうに解釈するのが普通ですよ、はっきり言って、この条例を読んだときにね。だから、そういう条例になっているということについて、過ちがあったということをちゃんと認めてきちんとしたものに訂正するということが、今回の理由として出さなきゃならないという大きな理由だと思うんですね。だから、そこをちゃんと説明して提案すべきだと思うんです。反省もして、この条例がこんな条例であるということについて反省して、提案すべきことじゃないですか。それが行政の、私は条例をつくるという、責任を持っている行政の役割じゃないかなと思うんですけども、その辺を僕は問うているわけです。そういうのがいいんだよという軽い気持ちなんだったら、ほかにもそんなことがあっても別にそんなに重く受け止めていないというふうに取れるので、やっぱりその辺、これをつくった過程の中での不適切があったということをきちんと述べて、変えるということをするべきじゃないんですか。僕はそれだけを言いたいんですけども。

○議長（大石哲雄）

山本副町長。

○副町長（山本敏章）

お答えします。

日本の法体系の中には、包括法と単独法があります。包括、例えば個人情報保護法は、各法で準則できていない分を個人情報保護法が包括するんです。例えば、条例の場合でしたら、この場合は報酬条例、報酬費用弁償条例というのは包括法です。包括条例。それぞれの単独条例があります。その単独条例の中に、単独条例で漏れた部分は包括条例がそれを包括するんです。それが例えば、うちで言ったら報酬と費用弁償条例、その項目の中には報酬費用弁償条例を見ていただくと、文化財保護条例が入っているでしょう。その部分は包括法なんです。例えば、1つ1つの法律で条例もそうですけれども、見落とした部分はそこですくうための条例がそこにあるわけです。今回、条例を見直すに当たって単独法の中でうたい直すという形を取ったということでご理解をしてほしいです。

○議長（大石哲雄）

吉本君、3回目ですよ。

○9番（吉本和広）

3回目。

そしたら今までも、別に条例をつくっているときに費用を払わなあかんときに、報酬及び費用弁償とは書かずにやっている場合もあるということですか。ほんで、やはり条

例は整合性をきちんと持ったほうがいいと思うから、やっぱりどちらにもきちんと書いて住民がそれだけ読んだときにそうになっているな、それでそちらも見たら確かにそうだと。僕も見たら、審議員の報酬と書かれていたんですよ。でも、こっちに書かれていないのにこっちに書かれていて、何か不思議な関係にあるなと思ったんですよ。そしたら全て報酬を払う条例についても、別に報酬及び費用弁償と書かないのかということ。書かなくてもいいんだったら別に変える必要も、私は起こらないと思うんですけども、その辺どう、やっぱりきちんと整合性を保つべきじゃないんですか。

○議長（大石哲雄）

山本副町長。

○副町長（山本敏章）

お答えします。

基本的には、先ほど言いますように日本の法体系が2つありますので、例えば漏れた場合はこちらの包括法で拾うことになります。だから条例もそういう格好になっていますので、これが間違っているわけじゃないんです。でも、今回新たに条文を変えるということをしたので、それならそこに明文化したほうが分かりやすいだろうという格好で取らせてもらいました。だから、間違っているということではないということだけご理解ください。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第68号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第68号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

ページごとに歳出からお願いします。

16ページから。

16、17ページ、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

18、19ページ。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

おはようございます。

19ページの17節備品購入費、証明書等自動交付機購入費とあります。先日の一般質問でも中で触れられたところかと思うんですけども、設置場所と見込まれる効果みたいなものもあれば教えていただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

住民課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

6番、正垣議員の質疑にお答えします。

一応この機器の導入に当たりまして経過をご説明させていただきます。

近況のコロナ感染症、これが職員にも罹患が実際しているところでございます。窓口というのは、町の一番重要な機関であるというふうに認識してございます。住民が住民票の交付であるとか、あと印鑑証明の交付、そういったことに対して即時対応するように、いつも従事しているつもりでございます。この交付機につきましては、今回コロナの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの対象事業になってございます。全てこの1,000万円につきましては補助金がつくというふうに見込んでおります。ただし、この機器につきましては、導入の時期によっては補助金の対象になるか

ならないかというところも含めて、今後ちょっと動向を見ていきたいな、というのが、半導体の導入によってはこの機器の購入が一時ストップする可能性があるということもお伺いしておりますので、その点につきましてはちょっと配慮していきたいなというふうに考えております。場所につきましては、住民課の前辺りを検討してございます。効果につきましては、職員の勤務時間、時間外労働、窓口交付を行うことによって労働時間のほうも若干影響するように考えてございます。試算ですが、あくまで6人対応、今、正職員4人、任用職員2人、これを証明書発行者の75%が住民票と印鑑証明を交付することになっております。時間に換算するとこの発行の割合が6.2時間、職員が労働することになります。その75%がこの自動交付機で対応可能な住民票と印鑑証明書、これで4.65時間になります。これは、マイナンバーカード保有者が一応対象者となってございます。今のところ申請率、交付率が40%程度でございます。今後9月の下旬に向けて一応加速するような見込みで、大体半分の方がこのマイナンバーカードをご利用になったと仮定しまして、4.65時間の時間を換算し、半分が職員の勤務時間を減らすような効果も見込んでおります。それでだいたい約2.2時間ぐらいは少なくなるというような効果も期待してございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、20、21ページ。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

22、23。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

23ページの商工費の委託料のスポーツ観光促進事業委託料100万円についてお聞きします。

前に質問すると、企業がふるさと納税でスポーツセンターの芝が傷んでいるので改善するのに使ってほしいということで出されたお金だと聞きました。芝の改善のために芝の肥料などに使うと話されていましたが、芝を修繕するなら、ウエルネスさんとの契約

の際に、30万円以上の修繕費は町が負担するという事になっているので、スポーツセンターの修繕費で出すべきではないのですか。1点目はそれです。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

9番、吉本議員の質疑にお答えします。

指定管理の中で修繕とかいろいろあった場合に、この30万円以下であれば指定管理者ウエルネスツーリズム協議会が出していただく30万円、1件30万以上であれば町のほうで予算を組んで出す、これは指定管理の協定書の中で結んでいます。今回のこの100万につきましては、A社としておきましょう、A社の社長と、実は上富田町によく来てくれているJリーグの関係のチームの方とが懇意になっていました。その方を通じてA社を紹介していただきました。A社の社長と会って、上富田町をもっとJリーグのチームとかJリーグの下部組織、中学生のチーム、高校生といろいろあるわけなんです、そういったチームを呼んでいただきたい。実際に合宿来る前に視察に来るんです、各Jリーグのチームというのは。来たときに、この芝ではちょっときついなと、また横浜FCとか長野パルセイロとか来てくれるチームもあるんですが、いろんなガンバ大阪とかセレッソも見に来ましたけれども、この芝の硬さ、この芝の薄さ、それではちょっと厳しいなという話が現実問題としてあって、僕らとしてはもっと呼びたいというのがありました。話は戻りますけれども、そこの社長さんが今の芝で、芝の維持管理のお金プラスこの企業版ふるさと納税を100万、上富田町に出資させていただいて、プラスこのお金を使ってよりすばらしい芝を造ってほしいという、これ寄付者の意向です。それは事業計画の中にも、業務委託料の中にも、委託契約の中にもそういうのは載っています。

ただ、出羽班長が委員会の中で説明したと思うんですが、芝の資質の向上だけではなくて、Jリーグのチームを誘致したり、今言われたような中学生とか高校生の下部組織を呼んだり、そういった活動にももちろん使っていただきたいし、ラグビーのトップリーグ、サッカーのプレシーズンマッチというのも毎年2月にやっています。そういった事業にもぜひ活用してほしいということで、今回こういうふうに上げさせていただいております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

追加してお聞きするんですが、全日本のサッカーが来ても全日本のラグビーが来たとしても、今まで満足のいく天然芝になっていたと思うんです。そういう不満が出ているという話も聞きませんでした。

テレビでウインブルドンのテニスコートの天然芝を見ていると、試合が続くと剥げているというのを皆さんもよく見ると思うんです。私はスポーツセンターができて、しばらくしてスポーツセンターの芝がいつも傷まずにそういうふうになっているのはなぜなのかなと思ったんです。不思議で、たまたまテニスしていて職員さんに会ったので、どう管理をされておるんですかと聞くと、連続して使わないように町から指導されている、ルールを守って貸し出しているののできれいに管理できているんですという話を聞き、納得したのを覚えておるんです。

それでそういうところでよく使う場所も、スポーツによってよく使う場所というのがあるので、その場所も傷んでいないんだなというふうに、きちんと管理しているんだなというので驚いたんですが、その1点目の質問は、今傷んでいる、不十分だと言われるというんですけれども、そういう今までのルールが、連続して使わないとか、そういうことが守れなかったら傷んでくると思うんですよ。その辺のルールがきちんと守られているのかというのが1点目の質問です。2点目は、もしそうであるなら、指定管理を結ぶ際にルールがあるなら使用回数は一定制限されると思うので、その辺は積算されて契約されているんちゃうんかなというように思うんです。

（「議長、予算のこと聞いているので、芝生のことを聞かれても」の声あり）

○9番（吉本和広）

予算のこと聞いている。

○議長（大石哲雄）

町のほうが芝生の修繕に使うというからそういう質問になるんやろ。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それは聞いてくれて結構ですよ。

○9番（吉本和広）

はい。

3点目は、外部の方からそういう芝が不十分やと言われる管理だったら、言われぬ管理を、そういう不十分だと言われぬ管理をしなくちゃいけないんじゃないかなと思うんです。この企業ふるさと納税というのは、毎年あるという保障はあるわけじゃ、

外部の方がされるので企業もしんどくなれば寄付もしないだろうし、だから当てにするというわけにはいかないと思うんです。だから天然芝の施設を快適に使用してもらうために、以前あったルールを守って、もしそれが守られていないのならきちんと管理する必要性が出てくるのではないかと思うんですけれども、その3点どうなんですか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

ルールは一応あります。これは一応です。例えば、明確に覚えていないですけれども、天然芝であれば週に3日から4日、これも季節によります。7月、8月、9月、芝生が元気なときはちょっと頻度が上がってもいいかな。あと1日の試合回数、ラグビーとかサッカーであれば、社会人であれば2試合とか、中学生であれば3試合、これもちょっと明確に今覚えていないですけれども、一応そういうルールがあります。

ただ、そのルールと誘致と、あと地元も使ったりいろんなせめぎ合いです、正直言うて。週3日しか使えないので、開いているときに、例えば夏休みであればここ開いている、入れてよと言われたらやっぱり入れます。そこら辺は、芝生の管理者3人おるわけなんですけど、その管理者と相談しながらいけるか、ちょっと難しいけれどもやってみようとか、そういう話もしながら使っています。正直、無理しながら使っているというのが正直あります。そこは芝生の管理者も結構ノウハウもついてきていますし、その中でも吉本議員が言われるように、結構きれいに維持してくれているかなというのはあります。

そこに、何で今回この企業版ふるさと納税を充てたというのは、やっぱり一番の理由は寄付者の意向なんです。寄付者の意向です。僕らも実際に来てくれる自信もあるけれども、やっぱり上富田の芝というのは見栄えがいいんですけれども、ちょっと硬いんですよ、正直言っ。硬いて分かりますか、グラウンドが軟らかい、硬い、クッション性なんですけれども、ほかのそういうJリーグを誘致している合宿地の芝生に比べたらちょっと硬いということと、見た目はきれいなんですけれども、ちょっとでこぼこ、フリークというんですけれども、でこぼこがあったり、そういった改修も今後もっとしていかなあかんですけれども、実際使い過ぎの部分もあるし、今の現状がぎりぎりかな、そういうところで来て、いやこれやったらちょっとうちのところやめとくわというチームもいっぱいあります、正直言っ。

その企業版ふるさと納税を寄付してくれた会社は、そういったのも聞くんで、できたらこのお金を使って、水をもっとまいたりとか、砂をまいたりとか、肥料をもっとまい

たりとか、そういうので使ってもらえたら大変うれしいよと。これでも100万全部じゃないです。さっき言うたみたいにそれはほんの一部で、それだけではなくていろんなJリーグとかトップリーグの誘致とか、同じこと言いますけれども、そういった上富田町のスポーツ振興のために使ってほしいと、この企業さんは特化してまして、サッカーとラグビーにぜひ強化して使ってほしいというふうに言われていましたので、ラグビーの3月にやっているラグビーフェスタ、2月にやっている日本フットボールリーグの何チームか呼んで大会やっているんですけども、そのプレシーズンマッチ、そういった開催費用にも使わせてもらっています。

ちょっと答えになっているかは分かりませんが、以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

質疑は簡潔にしてください。

○9番（吉本和広）

寄付がなかったらそれができないというんではちょっと困る、どういうふうに考えておるかですよ、町が。寄付があるから、ないからという問題ではなくて、芝をどういうふうにすべきかという点についてきちんと押さえて、それは使い方改善しなければならぬのか、予算を増やして改善しなければならぬのかということもきちんと考えて、毎年あるかないか分からない寄付金にそれを頼るのではなくて、その辺をきちんと検討して今後進めていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

もちろんベースにあるのは町の指定管理料、町の予算です。これはあくまで企業版ふるさと納税というのはプラスアルファになります。ただ、ここのA社というのはもう継続的に今後も上富田町を応援したいという意向を持って言ってくれています。だから応援してくれる限りは、基本となる予算プラスアルファでちょっと水をまいたりとかいろいろして、もっと多くのチームを呼びたいというのもありますし、多くのチームを呼んだら芝が傷む、でもやっぱり傷まないようにもっと水をまく、それによって地元の人も使ってもらう、そういうふうにちょっとクオリティの高い芝、芝だけじゃなくて活動していきたいと思っていますし、僕らもいろんな声を聞いたら、企業版ふるさと納税、いつまであるか分かりませんが、国の制度が、普通のふるさと納税と同じように。でもその中でもどんどん営業していきたいと思っていますし、今も県外とかも声があれば営業させてもらっていますので、それはそれで活用していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

質疑も答弁もなるべく簡明簡潔にお願いします。

ほかにごいませんか。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

23ページの中ほど、16節公有財産購入費161万円ですけれども、以前からいろいろ説明、私ども聞く中で、公園については学校使ってねという話もあってんけれども、そこでお聞きするんですが、これ単にたくさん要望があったんで、公園今回つくろうと、要望がたくさんあるのでやろうということなのか、文化財があそこに田中神社であるので、これを景観を保護するためにもここにつくるのがベストじゃないかということで、いわゆる公園にしていく、土地も購入してあそこを守るために公園にしていくという考え方であるのか、どっちなのかというのをお聞きしたいです。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

11番、松井議員の質疑にお答えします。

公園つくるというのは、前々から奥田町長も言われていたように、岡地区に公園がま
ずないということをつくろうということで、谷端議員の質問にお答えさせてもらった
と思います。場所については、何か所か候補はありました。でも、それぞれがそれぞれに
用途があったりとかして、一番今適しているのが、あその田中神社の前の駐車場かな
と思いました。一つは岡の中心にある、道の近くにある、それと後づけになるかも分か
らないんですけれども、やっぱり田中神社の森があったり、ひょうたんの畑があったり、
大賀ハス田があったり、そういったことも公園に遊びに来てもらった人が知ってもら
う、歴史も知ってもらう、そういう勉強の場にもなればということであそこに決定させて
いただきました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、平尾のほうから説明ありましたが、それに合わせて、あそこはひょうたん作りの
岡の人たちがいろいろ来てくれているので、公園で子供たちが遊ぶだけじゃなしに高齢
者の方も憩えるような形の場所にしたいと、その中でひょうたんを作っている横のどこ

ろに駐車場を新設したいという形の土地購入費になります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

そういうお答えなんだと思うんですが、そうなるちょっとこれをお聞きすることになるんやけれども、あそこ文化財があって、景観条例とかいろいろあると思うんやけれども、今後あそこの周辺の美観というんか景観守るために、今の土地だけじゃなくて周辺の土地、あそこもう開発予定なんかもあるといろいろお聞きしているんやけれども、その土地を役場がさらに買い足すとか、あるいは賃貸契約で借りるとか、そんなことの予定はありますか。どうですか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

11番、松井議員の質疑にお答えします。

松井議員言われていました田中神社の奥のほうに未開発の部分という土地があるんですけれども、その部分について業者さんが持っているんですけれども、今後いずれかはその土地を手放すときが来るのかなという部分もありますけれども、その土地のところに対して、町としまして今協議中ですけれども、賃貸の関係のお話を進めているところでございます。というのは、あそこが仮に造成していき、今後建物が建つよとかなってきたときに、景観守る部分であったりとか、それから田中神社の部分と土地の所有者の部分においての境界の部分で、いろんな木の部分であったりとか、そういった根っここの部分であったりとかあります。文化財、国の指定になっていますし、伐採とかそういった関係の部分というのはかなり両者のほうでいろいろ協議せなあかん部分になってきますし、簡単にそういうふうには建物ができるといった状況ではございませんので、町としましてはそこの部分を何とか今借りられるような形を進めているところでございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

よく分かりました。

それで、せっかくの公園なので、町長、最終的にどこかトイレを造るといのは考えありますか。公園つくったら必ずトイレないやんとなると思うんやけれども、これだ

けちょっと、先のことなんであれですけども、つもりがあるんやったらつもりがあるで結構ですけども、お願いします。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

松井議員の質疑にお答えします。

今のところトイレのところはもう設置する予定はございません。1か所、岡だけのところをトイレ設置すれば、ほかの公園も全て設置してほしいという要望が必ず来ると思います。田中神社のところだけではなく、岡には奥にもトイレがありますので、来る前にちょっとしておいてもらって遊んでもらうという形をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかにご覧いませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは24、25ページ。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

26、27ページ。

吉本君。

○9番（吉本和広）

27ページの上富田町青少年育成町民会議補助金について質問します。

補助金は、事業に対して行われるのが補助金だと思います。事業がないのに補助金を出すということはあり得ません。それで、どのような事業に対して100万円出すのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

9番、吉本議員のご質疑にお答えします。

青少年育成町民会議の100万円の補助金につきましては、都市との交流事業、青少年育成町民会議にあります都市との交流事業のほうで活用を考えてございます。そしてまた、併せて遊具のほうの関係の整備も含めて考えて検討してございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、青少年育成会議は都市との交流事業の事業計画案というのは、もう町のほうに出されておるんですか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

青少年育成町民会議の常任委員会のほうの中で、計画書が出て話は通してございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

金額をちゃんとこういうのでこういう金額が要ということも、計画でちゃんと出ているということなんですね。そうじゃないと金額が出ていないのに、補助金出すというわけにはいかないと思うんですけれども、もし出ていないだったら後でちゃんと出していただいて、こういうのに使うということを示していただけたらと。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

今、予算上げさせていただいた段階ですので、この後委員会のほうで予算の承認といえますか、総会の中で上げさせていただく形になります。

○議長（大石哲雄）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、歳入は一括でお願いします。

10ページから15ページ全体で。

歳入ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

なければ、全体でございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

それではこれで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第69号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第69号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第70号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第70号、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第71号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第71号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第9 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については派遣することに決しました。

△日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議されました事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和4年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、令和3年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定は、決算審査特別委員会を設置して審査いただくことになりました。松井委員長さん、栗田副委員長さんをはじめ、各委員の皆さんにはご多忙のところと存じますが、審査していただき認定していただけるようお願いいたします。

次に、令和4年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用経費は、早急に対応していきます。

特に、第4弾の上富田地域元気活性化商品券支給事業の追加支援分につきましては、物価高騰による生活支援、また町内に住所を置く事業者の支援や消費行動の喚起を図り、令和4年8月1日時点での住民票登録者1人当たり3,000円の商品券を前回同様に簡易書留で世帯主に支給します。また、議員各位の皆さんに問合せなどがあれば、振興課まで問い合わせしてほしいと連絡をお願いします。

次に、第26回紀州口熊野マラソン大会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に鑑みて、昨年に引き続き今回も延期することに決定しましたので、報告いたします。

最後に、第4回定例会までには様々な行事を縮小して予定されていますが、今後も新型コロナウイルスの感染状況を見ながら検討していきます。

9月18日には中学校の体育祭、9月23日には生馬、岡、市ノ瀬小学校の運動会、10月2日には朝来、岩田小学校の運動会、これにつきましては、観客は保護者限定となっています。10月9日にはスポーツの祭典、10月30日には防災訓練、11月5、6日には健康福祉と文化のまつりで、昨年同様の作品展のみを行います。行事が多々ありますが、議員各位におかれましても、ご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げまして、令和4年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思

ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和4年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前9時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 正垣 耕平

議事録署名議員 家根谷 美智子